



法務史料展示室だより 第八号

時をたずねて

季刊 二〇〇六年一月

「史料は語る」第八回

新律綱領

明治三年(一八七〇)二月、明治政府は、「新律綱領」という名の刑法典を頒布します。今回は、この法典が制定された意義について述べてみたいと思います。

明治元年(一八六八)に編纂された「仮刑律」が、内容や施行された地域などの点において不完全な法典であったことは前回述べたとおりですが、このことは明治政府も十分に承知していました。「仮刑律」施行から間もない明治元年一〇月、政府のもとで新たな刑法典の編纂に向けた調査が開始されます。そして、明治二年(一八六九)、新律編集局において、日本古代律・唐律・明律・清律などを参照して新法の立案がなされ、やがて編纂作業の成果として同局草案ができあがり、「新律綱領」は、その後いくたびかの修正をへて完成しますが、この当時においても、明治政府は、わが国古代の国

家体制を諸改革の指針としてきましたので、かつて中国から継受して用いてきた、「律」(刑法典)に則した内容となっています。

そのような「新律綱領」の、特筆すべき点の一つとして、全国での施行を念頭に置いて編纂されたことが挙げられます。明治初年のわが国では、地方で行われる裁判は、当時の地方行政区画である「府・藩・県」に委ねられており、とりわけ、いまだ江戸時代の機構や制度を温存した「藩」においては、独自の制度のもとで刑事裁判がなされ、刑罰が執行されていました。そうしたなか、中央集権的な近代国家の建設を目標としていた明治政府にとって、「新律綱領」の頒布は、全国の刑事裁判を一律の基準で運用するとい

人～第八回『津田真道』②

前回の本欄でも紹介したように、津田真道は、「司法省官員」という立場以外からも、いわゆるわが国近代化について、様々な功績を残しています。今回はその一端として、啓蒙家としての彼の姿をみてみましょう。

明治6年(1873)、洋行経験を持つ一部の知識人を中心に、広く知識や意見を交換する目的をもった団体を創設しようとする動きが起こりました。そうした運動が結実して、明治7年(1874)2月、わが国で最初の学術団体ともいえる「明六社」が発足し、機関紙『明六雑誌』の刊行が始まります。

オランダへの留学経験がある津田は、この「明六社」創設にごく早い時期から参画し、さらに『明六雑誌』へは、会員のうち最多本数の文章を寄稿するなど、まさに中心人物の一人として活躍しています。彼がこの時期に著した文章では、「出版事由ナランコトヲ望ム論」や「夫婦同権弁」といった、現代にも通じる話題が提供され、さらに、「政治」、「経済」、「人權」など多岐にわたる視点からの論述が展開されています。

『明六雑誌』は翌明治8年(1875)11月に廃刊され、雑誌としては短命に終わったように見えますが、ここで展開された議論は当時の新聞紙上や政府の見解にも大きな影響を与えており、『明六雑誌』が西洋文化・思想の紹介、および人々の啓蒙に果たした役割は非常に大きいものであります。津田はまさに、その立役者の一人であったといえるわけです。

う目的を実現するために欠かせない、一過程であったのです。

ただ、政府の意図とはうらはらに、「新律綱領」は頒布後ただちに、全国で施行されたわけではありませんでした。明治四年(一八七二)に「廃藩置県」がおこなわれ、それまで独自性を有していた「藩」のかわりに「県」が置かれ、明治政府の地方への施策が徹底されるようになったことが、「新律綱領」全国施行の大きな転機であったと、考えられています。

日本のどこで罪を犯しても同じ法律・基準のもとで裁かれるという、現在ではごく当たり前のことが、この「新律綱領」を通じて初めて実現したわけですが、この一点からも、「新律綱領」をならしめたことが、新政府の体制確立の上で、いかに重要であったかがうかがえます。

「歴史を歩く」第八回

しんせんぐみ ながくらしんぼち

新選組供養塔と永倉新八墓

JR埼京線板橋駅東口の噴水前あたりに、寿徳寺所有の境外墓地「近藤勇と新選組隊士供養塔」があります。ここには、近藤勇・土方歳三以下隊士の名前が刻まれる新選組隊士供養塔や、新選組隊士永倉新八の墓などが建てられています。

慶應四年(二八六八)正月、鳥羽・伏見での新政府軍との戦いに敗れ江戸に帰還した新選組は、三月六日甲州勝沼での戦闘でも敗れ、同月十一日には永倉新八、原田左之助の離脱という展開を迎えました。今後の軍事行動に関する提案をした二人に対し、局長近藤は「家臣となって働くというならば同意もいたそう」と返答し、永倉は「いまだおてまえの家来にはなりもうさぬ」と怒り立ち去ったと伝えられ、草創期からの隊士である二人の離脱は、新選組に大きな打撃を与えました。その後、新選組は千葉流山に転陣しますが、情報を察知した新政府軍によって局長近藤は捕らえられ、四月二十五日、処刑されるに至ります。

さて、この近藤の処刑場所は板橋宿の刑場とされていますが、板橋宿の常設の刑場があったことは資料上確認できないため、近藤の処刑場所が板橋刑場と呼ばれるようになったと考えられます。その場所は、板橋宿と滝野川村三軒家のあいだの一里塚付近の入会地と考えられ、根拠として、そ

の一里塚に近藤勇の捨札(獄門の際に罪状を記して首に添える立て札)が建てられていたことや、「板橋平尾宿・滝野川入会の地にて死刑」と記される新聞記事が存在することが挙げられます。そして、右にいう刑場跡付近と考えられる場所に、現在、前述の供養塔が建てられているのです。この供養塔は、旧隊士である永倉が明治九年(二八七六)五月に建立したものです。明治維新後、永倉は北海道在住の杉村氏の養子に入り杉村義衛と名乗り暮らしていましたが、喧嘩別れした近藤に対する信頼と尊敬の念を失うことはなく、この供養塔を建立したと言われています。さらに、永倉が大正四年(一九一五)に亡くなると、その長男杉村義太郎が分骨して供養塔横に墓碑を建てました。注目すべきはその墓碑銘の正面に、「杉村義衛」ではなく、「新選組永倉新八墓」と記されている点です。

新選組、近藤、そして若き日の自身に対する永倉の気持ちを、その墓碑銘から偲ぶことができます。

▼板橋駅周辺地図



▲ 近藤勇と新選組隊士供養塔

歴史の中の法律語(第八回)「合点」

「合点」とは、もともと二つずつ数えて確認するための点のことで、古くは平安時代の貴族の日記に、物品を点検する用語として用いられているのを確認することができます。合点をつける方法は、物品目録などの各項目の右上部分に、短い鉤型の傍線を引くというのが一般的です。また、合点は、優れた和歌・連歌・俳諧を評価するものとしても用いられるようになり、優れた作品の頭部もしくは左右上部分に鉤点や丸点などを付しました。

さて、中世においては、文書の原本(正文)と同様の効力を持つ写し(案文)を作成することが頻繁に行われましたが、この案文を正文と照合してチェックする際にも、合点が付けられました。例えば、「鳥津家文書」に残る弘安四年(二八〇〇)の案文には合点が付されていますが、この裏には、「正文を鎌倉まで持参する際、長い道のりのあいだに紛失したら困るので、あらかじめ案文を作っておきたいと願ひ出てきたから、申請の通り案文を作らせた」という趣旨の鎮西探題(鎌倉幕府が九州に設置した機関)の書き込みがあります。つまり、鳥津氏は、自ら作成した案文を、正文とともに鎮西探題に提出し、重要な箇所承認の意味で合点を付され、両者が同じであるという認定を受けていたのです。

また、鎌倉末期から南北朝期の動乱の時代には、武士が自身・従者の軍功・戦死・負傷などについて報告する文書(軍忠状、手負注文)にも、合点が使われているのを見ることが出来ます。これは、文書を受け取った奉行が、実際に検証して申請内容をチェックし、例えば重傷の者の名前には「深」、軽傷の者には「浅」などと書き入れながら、合点を付したものです。

現在「合点」は承知・納得を表明するために用なすくという意味で使われますが、もともとはこのような確認・評価のための点として使われた言葉なのです。

法務史料展示室には平成七年の開館以来、多くの見学者が訪れています。限られたスペースの展示ですが、その展示品に見え隠れするイベントや、日本の歴史にまつわる興味深い話を、この「法務史料展示室だより」で紹介しております。